

「子どもの権利条約」と
助産婦業務

国立岡山病院名誉院長 山内逸郎

「子どものための世界首脳会議」(子どもサミット)が昨年9月30日ニューヨークの国連本部で開かれ、「子供の生存、保護及び発達に関する世界宣言」と、同宣言実施の具体的方法や目標数値などを規定した「行動計画」を採択して閉会した。この「世界宣言」の中では、①「子どもの権利条約」(昨年9月2日発効)の早期批准と実施への努力、②健康促進、特に乳幼児死亡率の引き下げ、③飢餓、栄養失調などの根絶が強調されている。

子どもの権利条約は他の国際条約と同様、執行義務をとまなう。批准した国は条約に盛られた趣旨と規定を実施し、報告する義務を負うのである。

したがってこの条約の発効は、新生児の権利、特に「母乳を飲む権利」と「親のそばにいる権利」に、非常に強い関心をもっている私たちにとっては、この両者が「子どもの権利に関する条約」の中に、はっきりと成文化されたことに、非常に大きな満足を覚えるのである。参考のために国際教育法研究会の訳による条文から、関連する要点を抽出紹介する。

第6条 生命への権利、生存・発達の確保

1. 締約国は、すべての子どもが生命への固有の権利を有することを認める。
2. 締約国は、子どもの生存および発達を可能な限り最大限に確保する。

第9条 親からの分離禁止とその手続き

1. 締約国は、子どもが親の意見に反して親から分離されないことを確保する。(以下削除)

第24条 健康・医療への権利

- 二 締約国は、この権利の完全な実施を追求し、とくに、次の適当な措置をとる。

(e)……母乳で育てること(以下削除)

以上、新生児に特に関連する箇所を抽出してみた。

「母乳を飲む権利」と「親のそばにいる権利」とが、これほど明瞭に成文化されたことはかつて無かったことであるだけに、今後の産科施設における助産婦業務にも、非常に大きな好影響を及ぼすに違いない。

現在では「いいお産をしたい。そして母乳で育てたい」と強い希望をもってくる妊婦が多い。しかし、この要求は必ずしもスナナリ受け入れられず、助産婦は間に立って長い間苦労してきたと聞いている。しかし、89年12月号の本誌にも紹介したようにWHO/UNICEFはきわめて明瞭な勧告を提言していることでもあるし、医師の間にも「母乳を飲む権利」「親のそばにいる権利」に対する急速な理解が広まってくるに違いない。そうすれば現在のような「乳業会社主導型」の病棟での販売活動も軌道修正されるかもしれない。

なによりの期待は「行政のあり方」である。本条約の締約国になろうというのだから、これまでのような消極的な態度では済まされなくなってくるであろう。WHO/UNICEFの勧告で道ははっきり示されているから、簡単である。行政官諸賢にも緊湊^{きんこん}一番のご活躍を期待したいところである。